

第 I 類行政職員（対象：大学・大学院等）

薬剤師＜佐久間病院勤務＞

保健師＜佐久間病院勤務＞

採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日

【第 1 次試験日】令和 8 年 6 月 21 日（日）

【申 込 期 間】令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 1 時～令和 8 年 5 月 22 日（金）午後 1 時【受信有効】

1 試験区分・採用予定人数・職務内容

試験区分	採用 予定人数	主な職務内容
薬剤師 (佐久間病院勤務)	若干名	佐久間病院における薬事業務
保健師 (佐久間病院勤務)	若干名	佐久間病院における保健業務

勤務地 浜松市国民健康保険 佐久間病院

“ここ”での健康で生きがいある暮らしを支え、
いきいき長寿の郷を実現するため、
生活者の視点に立つあたたかな医療を行います。



佐久間病院は地域医療に積極的に取り組む天竜区に位置する市立病院です。
充実した設備と環境の中で、薬剤師または保健師として、公務員として安心して働くことができます。

所在地：浜松市天竜区佐久間町中部 18-5（JR 飯田線 中部天竜駅下車徒歩 10 分）
診療科目：内科、小児科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科、精神科、消化器内科
診療規模：病床数 40 床、1 日平均患者数 外来 85 人・入院 27 人
職員住宅：1K タイプ（バス・トイレ・キッチン付き）※空き状況等はお問い合わせください

※ 病院見学も承っております。佐久間病院（053-965-0054）までお問い合わせください。

2 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を満たすことが必要です。

(1) 次のいずれかに該当する人

- ・ 日本国籍を有する人（令和9年3月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 出入国管理及び難民認定法に定められている永住者（令和9年3月までに取得見込みの人を含む。）
- ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定められている特別永住者（令和9年3月までに取得見込みの人を含む。）

(2) 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

- ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 浜松市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(3) 次のそれぞれの試験区分の受験資格に該当する人

試験区分		受験資格
免許資格職	薬剤師 (佐久間病院勤務)	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、薬剤師の免許を有する人または令和9年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人
	保健師 (佐久間病院勤務)	昭和40年4月2日以降に生まれた人で、保健師の免許を有する人または令和9年3月までに行われる国家試験により免許取得見込みの人

- ※ 同日に実施される第Ⅰ類行政職員、第Ⅰ類消防職員、第Ⅱ類行政職員<幼稚園教諭・保育士・保育教諭>、第Ⅰ類・Ⅳ類行政職員<令和8年10月1日採用>を併せて受験することはできません。
- ※ 免許取得見込みまたは学校等の卒業見込みで受験した人で、当該免許試験に合格できなかった場合または学校等を卒業できなかった場合は採用されません。

3 試験日程

試験	日程	会場	合格発表
第1次試験	[筆記試験または適性検査] 6月21日(日)	浜松市立高等学校 (浜松市中央区広沢 1-21-1)	【第1次試験合格発表】 7月2日(木) 浜松市ホームページに第1次試験合格者の受験番号を掲示します。
第2次試験	[個別面接・小論文試験] 7月下旬～ 8月上旬	佐久間病院 (浜松市天竜区佐久間町中部 18-5)	【最終合格発表】 8月下旬 浜松市ホームページに合格者の受験番号を掲示します。 また、受験者全員に結果を郵送でお知らせします。

- ※ スケジュール、会場等は変更する場合がありますので、人事委員会から送付する案内を必ず確認してください。

4 試験の内容・配点

試験区分		第 I 類		試験内容	
		薬剤師	保健師		
試験方法					
第 1 次試験	筆記試験	教養試験	—	100	公務員として必要な一般知識および知能について、筆記試験を行います。(90分) [別表 1 参照]
		専門試験	—	150	専門的知識および能力について、筆記試験を行います。(120分) [別表 2 参照]
	適性検査		100	—	言語的理解、論理的思考、数量的処理など公務の遂行に必要な基礎能力について、SPI3 による筆記試験を行います。また、面接試験の参考するため、職務遂行上必要な資質、適性等について主に性格的な面から検査します。(120分程度)
	性格検査		—	○	面接試験の参考とするため、職務遂行上必要な資質、適性等について、主に性格的な面から検査します。
	合計		100	250	
第 2 次試験	小論文試験		100		課題の理解力、表現力、文章構成力等について、論述試験を行います。(60分)
	個別面接		300		人柄、意欲、対人関係能力等について、個別面接を行います。
	合計		400		

別表 1 **筆記試験（教養）** の出題分野（30 題・択一式）

大学卒業程度の社会、現代の社会に関する問題、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈
 ※人文、自然の出題はありません。

別表 2 **筆記試験（専門）** の出題分野（40 題・択一式）

保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
-----	----------------------------

- ※1 最終合格者は、第 2 次試験の結果により決定します。**（第 1 次試験の結果は反映されません。）**
- ※2 どの試験段階においても、いずれかの試験科目の評価が一定の基準に達しない場合には、他の試験科目の成績に関わらず不合格とします。
- ※3 採用試験の受験にあたり、**受験資格がない場合や受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合**、試験中の不正行為や採用試験の円滑な運営に著しく支障をきたすような行為が確認された場合、その他公務に携わる者としてふさわしくない行為が確認された場合には、成績のいかに関わらず**失格とすることがあります。**
- ※4 第 1 次試験の筆記試験（教養・専門）の例題は、浜松市ホームページで公開しています。

5 受験申込手続き

(1) インターネットによる申込み

浜松市ホームページ (<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>) から、『職員採用』にアクセスし、詳しい申込手続きを確認して申し込んでください。

<p>手続きに必要なもの</p>	<p>○インターネットに接続が可能なデバイス（パソコンやスマートフォン等） ○本人の電子メールアドレス ○A4用紙の印刷が可能なプリンター（受験票を印刷するため）</p>
<p>申込期間等</p>	<p>令和8年4月22日（水）午後1時から令和8年5月22日（金）午後1時 ※ 申込期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、時間に余裕をもって申し込んでください。 ※ デバイスの機種や環境により利用できない場合があります。</p>
<p>受験申込の流れ</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>申込手続きの前に、電子申込システムへの会員登録が必要になります。</p> <p>①共通項目の入力が完了すると、募集中の試験区分（例：第1類行政職員）が表示されます。 引き続き、②職種選択を行ってください。</p> <p>審査結果通知を受信するまで、<u>申込は受理されていません。</u> 申込内容に確認事項がある場合は、電話等にてご連絡します。</p> <p>第1次試験日の1週間前までにメッセージで受験票、宣誓書・自己紹介書等のお知らせが届きます。 マイページから受験票、宣誓書・自己紹介書等をダウンロード、印刷して必要事項を記入のうえ写真を貼付し、第1次試験時に持参してください。</p> </div> <div style="width: 65%; text-align: center;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="width: 45%;"> <p>受験申込者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規会員登録 ・マイページログイン <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">①【共通項目入力】 必要情報の入力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">②【職種選択】 該当する試験区分を選択</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">メール受信・申込完了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">メール受信・受付完了</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">マイページにログイン 受験票データ（PDF）等をダウンロードして印刷</div> <p>↓</p> <p>第1次試験当日、 試験会場へ持参</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>電子申込システム</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">申込内容の受信 申込内容の審査</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px; text-align: center;">1週間以内</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">申込内容の審査結果通知</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">必要書類の発行 ・受験票 ・宣誓書・自己紹介書等 ※第1次試験1週間前まで</div> </div> </div> </div> </div>

注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・画面上の注意事項をよく確認のうえ、入力してください。 ・マイページへの登録や共通項目入力だけでは受験申込の完了となりません。引き続き、該当する試験区分から職種の選択（上記②）を行ってください。 ・学歴、職歴、免許・資格の入力欄が不足する場合は、右上に「氏名・生年月日」を記入したA4別紙を作成し、共通項目入力時（上記①）にアップロードしてください。
------	--

(2) 郵便での申込み（やむを得ない場合のみ）

提出書類	①採用試験受験願書 ②返信用封筒（長形3号封筒に、あて先を記入し、110円切手を貼付したもの）
申込先	浜松市人事委員会事務局（〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号）
申込期間等	令和8年4月22日（水）から 令和8年5月22日（金）※必着 ・提出書類を封筒に入れ、宛名の左側に「受験申込」と朱書きして送付してください。 ・郵送の際は必ず「 簡易書留郵便 」を利用してください。 簡易書留郵便を利用せずに郵送された場合の事故等については、責任を負いません。 ・期日を過ぎた申込みは理由のいかんに関わらず受け付けできません。
受験票等の発送	第1次試験日の1週間前までに受験票、宣誓書・自己紹介書等を発送します。宣誓書・自己紹介書に必要な事項を記入のうえ写真を貼付し、受験票とともに第1次試験時に持参してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、人事委員会が試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に、成績順に採用候補者として登載されます。なお、名簿の有効期間は、原則として名簿確定の日から1年間です。
- (2) 採用者は、採用候補者名簿に登載された人の中から任命権者により選択されます。
- (3) 任命権者は、採用候補者に対して意向調査を行い、欠員等の状況に応じて、名簿有効期間内に採用します。
- (4) 採用予定日は原則として令和9年4月1日です。
 ※ 欠員等の状況により、勤務可能な人は採用予定日以前に採用される場合があります。
 ※ **採用予定日に勤務できない人は、採用されない場合があります。**
- (5) 最終合格者は、本人の責めに帰する事由や採用辞退の場合を除きほとんどの人が採用されています。
 ※ **受験資格に定める免許・資格試験に合格できなかった人や、学校等を卒業できなかった人は採用されませんので、ご了承ください。**また、提出書類等に重大な虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。
- (6) 採用後、一部の業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、対象業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの過程において、文書等により特定性犯罪の前科の有無を確認します。なお、提出書類等に重大な虚偽や秘匿等が判明した場合には、採用されないことがあります。

7 勤務条件

勤務条件は浜松市条例に基づきます。また、採用されるまでに条例などの改正が行われた場合には、その定めるところによります。(以下、令和8年4月1日現在のもの。)

(1) 初任給

職 種	区 分	年 齢	職務経験年数	初任給月額
薬剤師	大学卒 (6年制)	24 歳	一年	約 266,000 円
		30 歳	6 年	約 298,000 円
		40 歳	16 年	約 341,000 円
		50 歳	26 年	約 351,000 円
保健師	大学卒	22 歳	一年	約 252,000 円
		30 歳	8 年	約 286,000 円
		40 歳	18 年	約 339,000 円
		50 歳	28 年	約 351,000 円

この初任給は地域手当等を含んだ額です。

このほか勤務の状況等に応じて諸手当が支給されます。

卒業後の経歴や免許取得後の職歴等がある場合には、一定の基準に基づいて決定します。

(2) 期末・勤勉手当 (ボーナス)

給料 (本給)、地域手当等の1カ月分をベースに年間4.65カ月分が支給されます。

(採用初年は採用される月によって異なります。)

(3) 諸手当

通勤状況、住まいの状況、家族の状況、勤務の状況等に応じて、通勤、住居、扶養、時間外勤務などの諸手当が支給されます。

(4) 勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分まで。

(5) 勤務場所

浜松市国民健康保険 佐久間病院 (浜松市天竜区佐久間町中部18-5)

(6) 休日等

原則として、土曜日、日曜日、祝日、年末年始です。ただし、職種、勤務場所等により異なる場合があります。

(7) 休暇等

年次休暇 (年間20日付与 (採用初年は採用される月によって異なります。)、未使用分は20日を限度に翌年に繰越しできます。) のほかに、特別休暇 (結婚、出産、忌引、夏季休暇等)、病気療養等のための休暇などがあります。また、育児休業、介護休暇などの制度もあります。

(8) 喫煙について

健康増進法改正に伴い、行政機関は敷地内での禁煙が義務づけられました。勤務場所敷地内での喫煙はできません。

8 注意事項等

(1) 試験内容についてのお問い合わせにはお答えできませんので、ご了承ください。

(2) 提出された書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

(3) 提出書類に記載された個人情報および採用試験の結果については、人事委員会で行う試験および任命権者で行う採用事務などの目的以外に使用することはありません。

- (4) この採用試験に申し込む人は、同日に行われる他の浜松市職員採用試験・選考に重複して申し込むことはできません。
- (5) **受験資格がない場合や、受験申込書類の記載事項に虚偽または不正があることが判明した場合には、合格を取り消します。**
- (6) 日本国籍を有しない人が採用された場合は、浜松市の定める基準に基づいて、下記の①および②以外の職に就くことになります。
- ① 公権力の行使に当たる業務
(市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務、市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務、市民に対して強制力をもって執行する業務など)
[例]各種の許認可、税の賦課・滞納処分、占用許可、各種規制、生活保護の決定、都市計画決定、開発規制、建築行為の規制
- ② 公の意思の形成に参画する職 (行政の企画、立案、決定等に関する職)
- (7) 第1次試験で不合格となった人で希望者には、個人の成績および結果を、**第1次試験合格発表日以後1カ月間**に限り本人からの申請 (インターネット・郵便) に基づいてお知らせします。
- ・インターネットによる申請方法は、合格発表日以後、浜松市ホームページでご確認ください。
 - ・郵便での手続きは、様式は問いませんので、受験番号、氏名、生年月日、住所あるいは連絡先の住所および電話番号を記載のうえ、成績開示希望と書いた書面により申請してください。あて先を明記し110円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封して、裏表紙の問い合わせ先まで郵送してください。
 - ・第2次試験で不合格となった人には、合格発表時に個人の成績および結果を郵送でお知らせします。
- (8) 身体の障がい等のため受験上の配慮を必要とされる人は、必ず申込みの際に電話等でご相談ください。

◎ 第1次試験（筆記）会場案内図

浜松市立高等学校（浜松市中央区広沢一丁目 21-1）



■遠鉄バス

（JR 浜松駅バスターミナルより約 15 分）

- ・ 2 番のりば：医療センター方面行き…「市立高校」下車
- ・ 1 番のりば：舘山寺温泉方面行き…「鹿谷町」下車、徒歩 5 分
- ・ 15 番のりば：気賀・三ヶ日方面行き…「鹿谷町」下車、徒歩 5 分

9 お問い合わせ先

浜松市人事委員会事務局

- ・ TEL 053-457-2201（平日 8時30分～17時15分）
- ・ FAX 053-457-2089
- ・ 〒430-0929 浜松市中央区中央一丁目12番7号（地域情報センター3階）

重要

災害等の理由により試験の実施について変更などがある場合は、浜松市ホームページ（トップ→職員採用）およびLINE 公式アカウントでお知らせします。確実に情報を受信いただけるよう、LINE 公式アカウントの登録をお願いいたします。